

令和8年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート（令和7年度の振り返りと令和9年度の取組検討）

施策No	311						
施策名	心と体の健康づくりの推進			施策の目的	● 心身ともに健康でいきいきと生活できるようにし、健康寿命、平均寿命の延伸を図ります。 ● 特定健康診査の受診率の向上を図ります。		
施策主管部長	健康医療部長	施策幹事課長	健康増進課長	関係課	環境政策課、気候変動対策課、障がい福祉課、こども家庭センター、医療保険課、いきいき高齢課、産業政策課、農政課、スポーツ推進課、学校教育課、政策調整課、保育課、介護保険課		

1. 進行管理

(1) 指標の実績・考察

① 中期基本計画の指標 目標年度(令和7年度)の目標値達成状況

	指標	単位	実績基準値	実績値					最終年度（R7）の 目標値達成状況	左欄の「目標値達成状況」の総括
			R2	R4	R5	R6	R7	R7		
a	健康づくりに取り組んでいる市民の割合	%	70.7	73.5	75.2	72.6	71.3	76.5	③目標値を下回った	令和2年度以降、健康づくりに取り組んでいる市民の割合は増加していたものの、令和6年度から2年続けて下がってしまった。 令和8年度は、さらに積極的に協力事業所等と健康づくり事業に取り組む必要がある。
b	特定健康診査（国保40歳以上）の受診率	%	27.6	32.5	33.7	35.3	34.5	36.0		令和7年度は暫定値であり、前年度までと比較できる実績値は11月に公表されるため、現時点では比較できないが、令和8年度も引き続き、さまざまな媒体を活用し健診の周知を行う必要がある。
c										
d										

② 後期基本計画 施策の対象・目的及び指標の設定 ※令和7年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート「3. 後期基本計画策定のための施策の必要事項管理シート」から転記

	対象	対象指標		単位	R4	R5	R6	R7	R8(見込)	R9(見込)	R10(見込)	R11(見込)	
①	市民	市人口（社人研推計）		人	115,700	114,695	113,498	112,515	111,388	110,515	109,641	108,768	
②	国民健康保険加入者	国民健康保険加入者（40歳～74歳）		人	20,349	19,278	18,437	17,494	16,634	15,817	15,039	14,301	
③													
④													
目的		成果指標		単位	区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
・心身ともに健康でいきいきと生活できるようにし、健康寿命、平均寿命の延伸を図ります。 ・特定健康診査の受診率の向上を図ります。 ・感染症の予防と対策を行います。	①	健康づくりに取り組んでいる市民の割合	%	目標値	75.0	75.5	76.0	76.5	78.0	79.0	80.0	81.0	
				実績値	73.5	75.2	72.6	71.3					
	②	特定健康診査（国保40歳以上）の受診率	%	目標値	34.5	35.0	35.5	36.0	37.0	38.1	39.2	40.3	
				実績値	32.5	33.7	35.3	34.5					
	③	健康・長寿づくりに関する連携協定締結事業所数（累計）	件	目標値	－	－	－	14	15	16	17	18	
				実績値	－	12	13	16					
	④	感染症対策に取り組む市民の割合	%	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	83.5	84.0	84.5	85.0	
				実績値	95.8	91.4	87.7	86.1					

(2) 基本方針の取組状況

① 特に実績をあげている取組（計画初年度(令和4年度)以降の取組状況）

・令和5年7月の「佐野市健康長寿推進条例」の施行に伴い、協力企業や健康サポートさの等と協働した健康づくり活動を実施した。（健康サポートさの活動推進事業・健康長寿推進事業・健康増進推進事業） ・健康・長寿づくりに関する連携協定を締結する事業所が順調に増えている。

② 計画通り進捗していない取組 ※理由及び今後の対応も含めて記載

特になし

(3) 令和7年度行政経営方針の取組状況

① 令和7年度行政経営方針

・特定健康診査、がん検診、歯周疾患検診等の受診率を向上させるため、協力企業と連携して受診勧奨を行う。また、特定健康診査と大腸がん検診をセットで受けられるよう関係機関と調整する。さらに、女性特有の疾患に対応できるよう検診の内容を検討する。 ・健康サポートさの支部活動や協力企業と協働する健康づくり活動を更に進めることで、地域における健康づくり活動を活性化させ、平均寿命・健康寿命の延伸を図る。 ・健康アプリの費用対効果を検証し、内容の改善、充実を図る。また、健康づくりに関する庁内の取組のネットワーク化を図る。 ・自殺予防のためのゲートキーパー養成講習会の開催にあたっては、一般市民だけでなく協力企業にも働きかけ、市内のゲートキーパーを増やしてサポート体制を充実させる。また、遺族や関係者へのケアが行えるよう相談窓口の周知など情報発信を行う。 ・さの健康21プラン第2期計画の最終評価及び生活習慣調査の結果から、健康課題を抽出し、健康寿命の延伸を最終目標とする第3期計画を策定する。 ・熱中症を予防するため、クーリングシルター設置施設の拡大をはじめとした各種取組を推進するとともに、情報発信を協力企業と連携して行う。
--

② 令和7年度行政経営方針の取組状況

・健康づくりに関する連携協定締結企業や医療機関等と協働して、各種健診（特定健診、がん検診、歯周疾患健診）の周知及び受診勧奨を行った。令和7年度より、40歳以上の女性を対象とした骨粗しょう症検診を開始した。 ・国や県の動向により「佐野市歯及び口腔の健康づくり推進条例」を改正するのにあたり佐野歯科医師会の先生方と協議し、目的に健康寿命の延伸を明記した内容で改正した。 ・「自分の健康は自分の手で」をスローガンとして、食生活・運動・こころの健康などの生活習慣全般にわたり、積極的に教室等を開催し、地域の仲間づくりに努める健康サポートさの支部活動支援を行うとともに、協定企業と協働で野菜摂取量測定会を開催した。 ・健康アプリは、より多くの市民へ参加していただき健康寿命の延伸と地域経済の循環を目的として令和8年度からポイントを「さのまるペイ」と連携できるよう関係課と調整し準備した。 ・ゲートキーパー養成講座を開催し、人材育成を行った。遺族の相談窓口を市ホームページに掲載した。 ・健康寿命の延伸を最終目標とし、市民がこころがけること、地域・団体や市が取り組むことを示したさの健康21プラン（第3期計画）を策定した。 ・熱中症予防のため、改正気候変動適応法の施行を踏まえ、市内の公共施設及び民間施設73か所を法定クーリングシルターとして指定・開設した。また、防災行政無線やSNS等を活用して適宜注意喚起を行うとともに、スポーツイベントにおいても実施要綱に基づき熱中症対策を実施した。（R8より施策621に統合）
--

(4) 環境変化や関係者の意見、要望等

・健康増進計画については、国は第3次を策定し、「誰一人取り残さない健康づくりの展開」「より実効性をもつ取組の推進」といった視点で健康づくりを推進していくとしている。 ・市議会より、「市民がそれぞれの段階で適切な予防行動をとり、健診受診率の向上につなげられるようにけんしんスタートブックを充実させ、周知と啓発の一層の強化」に努めるよう要望があった（令和8年2月議会）。 ・健康づくりに関してもDX化が進んできている。 ・こどもの自殺の増加に伴い、自殺対策基本法の一部が改正（令和7年6月11日公布）、こどもに係る関係者で構成する協議会を置くことができるとされ、こども家庭庁が協議会の設置及び運営に関するガイドラインを策定した（令和8年3月30日通知）。 ・近年は、様々な感染症が発生している。 ・中期基本計画において、施策222に位置づけた「スポーツ医科学センター」について、運動習慣の定着を促すことで市民の健康づくりに寄与する事業として、「スポーツ医科学センター」から名称を改め、本施策に位置づけ「運動習慣応援プロジェクト」を開始した。

2. 課題と次年度（令和9年度）の取組

(1) 課題

①地域における健康づくり活動の活発化 ②市民の健康意識の向上と健康への行動変容の促進 ③特定健康診査(特に40歳代)、がん検診、歯周疾患検診等の受診率の更なる向上 ④健康アプリの利便性向上及びデジタル活用環境の整備 ⑤自殺対策に係る協議会設置の検討 ⑥健康寿命の延伸のため、運動習慣の定着による健康づくりへの行動変容の促進が必要。 ----- 施策313より ⑦様々な感染症の発生
--

(2) 課題に対する今年度(令和8年度)内の取組状況、予定

①連携協定企業と情報交換会を開催。協定締結企業の随時募集。健康サポートさの活動支援。 ②さの健康21プラン第3期計画に基づき、健康づくりを推進する。健康マレージ事業や健康相談、各種健康教室の実施等、継続した健康づくり活動を推進する。 ③特定健康診査やがん検診、歯周疾患検診の受診率向上のため、受診券と受診方法を一体化した「けんしんスタートブック」を全対象者に送付するとともに、協力企業とともに事業所を含めて、健診（検診）の受診を積極的にPRする。また、受診率が低い、40歳代の未受診者への働きかけとして、本人及び家族に対する訪問指導を行うほか、次年度に向けた健診案内を年度末に発送予定。 ④健康アプリのインストール説明会や臨時相談窓口を設置するなど、高齢者等への利用支援を行うとともに、地域通貨アプリとの連携を含め、市民が利用しやすい健康アプリとなるよう事業者と協議し、利便性及び操作性の向上を図る。 ⑤こころの健康づくりに向けた体制を整備するために、自殺対策に係る協議会の設置について関係部署と検討するほか、自殺対策に係る関係機関との会議を開催。 ⑥市民の運動習慣の定着を図るため、運動習慣応援プロジェクトについて、公共施設や民間集客施設を活用した事業拡充を推進するとともに、効果検証を行う。 ⑦様々な感染症が発生することへの迅速な対応ができるように県・医師会等と連絡を密にとり、新型インフルエンザ等対策ガイドラインを作成する。

(3) 次年度(令和9年度)の取組(案)

①かかりつけ医を持つこと（病気の早期発見・早期治療）への理解促進を図るため、市と連携している協力企業とともに積極的な情報発信に取り組む。また、多くの企業と協定締結できるように取り組む。 ②さの健康21プラン第3期計画に基づき、健康づくりを推進する。健康マレージ事業や健康相談、各種健康教室の実施等、継続した健康づくり活動を推進する。 ③特定健康診査やがん検診、歯周疾患検診・口腔ケア等の受診率向上を図るため関係機関や協力企業と連携し、受診勧奨及び周知・啓発。 ④健康アプリのインストール説明会や臨時相談窓口を設置するなど、高齢者等への利用支援を行うとともに、地域通貨アプリとの連携を含め、市民が利用しやすい健康アプリとなるよう事業者と協議し、利便性及び操作性の向上を図る。 ⑤自殺対策を推進するため、関係機関と課題を共有し、連携体制の充実を図る。 ⑥市民の運動習慣の定着を図るため、運動習慣応援プロジェクトについて、公共施設や民間集客施設を活用した事業拡充を推進するとともに、効果検証を行う。 ⑦様々な感染症が発生することへの迅速な対応ができるように県・医師会等と連絡を密にとり意思疎通を図り、感染症抑制に努める。

※重点取組は太字・下線で記載